

改正

平成25年3月29日告示第37号
平成26年3月31日告示第54号
平成27年11月13日告示第176号
平成30年9月28日告示第159号

浜田市空き家バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内に所在する空き家の有効活用を図ることにより、定住促進による地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築された建物であつて、現に居住していないもの又は近く居住しなくなる予定のものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利(以下「所有権等」という。)を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 市内に所在する空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から登録の申込みを受けた当該空き家に係る情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望し、登録する者に対し、提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク事業以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第4条 空き家バンクに登録をしようとする空き家の所有者等(以下「登録申込者」という。)は、空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び空き家バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあつたときは、当該空き家の実地調査等をし、次の各号のいずれにも該当しないときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

- (1) 空き家の老朽化が著しく、大規模な修繕が必要であるとき。
- (2) 空き家の水道設備等住宅としての基本的な機能が著しく不足し、大規模な改修が必要であるとき。
- (3) 所有者等に市税の滞納があるとき。
- (4) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないとき。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)により、当該登録申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、適当と認めるものがあるときは、当該空き家の所有者等に対し、空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家登録に係る登録事項の変更又は取消しの届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があつたとき、又は空き家バンクの登録を取り消そうとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家の登録の抹消等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 前条の規定による登録の取消しの届出があったとき。
- (2) 空き家の登録の日から2年を経過したとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(利用の希望の申込み等)

第7条 空き家バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク利用希望申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、内容を確認し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンク利用希望台帳に記載するものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在する意思のある者で、浜田市の自然環境、生活文化等を理解し、地域住民と協調して生活できるもの
- (2) その他市長が適当と認める者

(空き家情報の提供)

第8条 市長は、必要に応じて、利用希望者に対して、空き家バンク登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(空き家登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 市長は、空き家登録者と利用希望者間の空き家に関する売買、賃貸借等に関する交渉、契約等については、直接これに関与しない。

2 前項の交渉、契約等に関する一切の問題については、当事者間で解決しなければならない。

(事務の委託)

第10条 市長は、空き家バンクに係る事務の全部又は一部の処理を市長が適当と認める者に委託することができる。

(個人情報の保護)

第11条 空き家登録者及び利用希望者は、空き家バンクにおいて取得した個人情報の取扱いについて、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 空き家バンクの利用以外の目的に使用しないこと。
- (2) 漏えい、紛失等のないよう適正に管理すること。
- (3) 利用後は、速やかに廃棄その他の適正な措置を講ずること。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月25日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第37号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第54号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月13日告示第176号）

この告示は、平成27年11月13日から施行する。

附 則（平成30年9月28日告示第159号）

この告示は、平成30年9月28日から施行する。

浜田市長 久保田 章市 様

登録申込者 住所

氏名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先

空き家バンク登録申込書

空き家バンクへ登録したいので、浜田市空き家バンク事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

- 1 登録内容等は、空き家バンク登録カード(様式2号)に記載のとおりです。
- 2 次に掲げるすべての事項に同意します。
 - (1) 市長が当該空き家及びその所有者等の確認を行うため、住宅図面及び登録申込者(納税義務者)に係る固定資産税名寄帳兼課税台帳を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
 - (2) 市長が当該空き家の現地調査(写真撮影を含む。)を実施する宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に登録内容を情報提供すること。
 - (3) 市長が浜田市ホームページにおいて登録された物件の紹介(写真掲載を含む。)をすること。
 - (4) 市長が空き家バンク登録台帳に登録された内容を利用希望者に閲覧させ、又はその写しを交付すること。
 - (5) 空き家の登録に際して市長が私の市税の納付状況について調査すること。

《注意事項》

- 1 浜田市は情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、空き家所有者等と利用希望者間で行う交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。
- 2 空き家所有者等と利用希望者間の交渉、契約等に関する一切のトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 3 交渉、契約等について、宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
- 4 浜田市個人情報保護条例(平成17年浜田市条例第21号)の規定に基づき、空き家の登録の申込みに係る個人情報は、利用希望者及び宅地建物取引業者への提供のほか、この事業の目的以外の目的に利用しません。
- 5 賃貸・売買で得た所得は、不動産所得又は譲渡所得等に該当しますので、確定申告または市への申告が必要となります。

所有者	住所	〒 -				
	氏名					
	電話		FAX			
	E-mail					
空き家所在地	浜田市 町 (町内)					
賃貸・売買等の条件	□売買 (万円)		□賃貸 (円/月)			
	□敷金等 (ヶ月分)		保証人 □無 □有 (人)			
	□ペットの飼育 □室内 (条件:) □室外 □不可					
	□業者仲介による契約 (業者名:) □直接契約					
	空き家に附属する農地: □有 (必須) □有 (任意) □無 ※必ず空き家と共に売却したいという場合は「□有 (必須)」を、できれば売却したいという場合は「□有 (任意)」をチェックしてください。					
管理状況	□自己管理 □管理委託 (氏名 電話番号) □空き家になった時期 (年 月頃) または期間 (年 月頃)					
鍵の管理・見学立会	□所有者 □代理人 (氏名 電話番号)					
物件	建築年	年	用途	構造	修理・費用負担	
	建物	1階	m ²	□住宅(階建)	□木造	□いつでも住める
		2階	m ²	□併用住宅(階建)	□軽量鉄骨造	□小規模な補修が必要
	敷地	m ²	□その他()	□鉄骨造	(物件の入居前点検・補修等は所有者負担)	
納屋・倉庫	□有 □無		□その他()			
情報	間取り (裏面間取図)	1階	□キッチン □浴室 □トイレ □その他() □和室()畳()畳()畳()畳 □洋室()畳()畳()畳()畳			
		2階	□キッチン □浴室 □トイレ □その他() □和室()畳()畳()畳()畳 □洋室()畳()畳()畳()畳			
	駐車場	□有()台分(うち、屋根付 台分) □無				
庭・菜園	□有(m ² ・坪) □無					
設備状況	水道	□水道 □井戸水 □その他()				
	トイレ	□水洗(□浄化槽 □下水道) □汲取 / □和式 □洋式				
	風呂	□電気 □ガス □灯油 □他() □無				
	台所	□電気 □ガス □他() □無				
	ガス	□プロパンガス □都市ガス □無				
	テレビ	□アンテナ □CATV □なし				
	家財道具	□無 □有 (品名:) ※神棚・仏壇、日用品、家具、家電等が無い状況が好ましいが、有る場合には、利用者との協議をすること。				
その他						
その他特記事項	□()駅	Km	□()バス停	Km	□()内科医院 Km	
	□()小学校	Km	□()中学校	Km	□()インター Km	
	□()保育園	Km	□()スーパー	Km	□()その他 Km	
	土砂災害警戒区域区分: □該当無 □イエローゾーン □レッドゾーン					

※該当する項目をチェックし、数値を入れてください。

様

浜田市長

印

空き家バンク登録完了通知書

年 月 日付けで申込みのありました空き家の登録について、次のとおり空き家バンク登録台帳への登録が完了しましたので、浜田市空き家バンク事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

浜田市長

様

空き家バンク利用希望申込書

空き家バンクの利用を希望するので、浜田市空き家バンク事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

また、利用希望申込みに関する情報を当該空き家の所有者等及び宅地建物取引業者に提供することに同意します。

利用希望者	(ふりがな) 氏名		年齢		
住所	〒()				
連絡先	<input type="checkbox"/> 電話・携帯電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> E-mail				
定住等の別	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 定期的滞在 <input type="checkbox"/> その他()				
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	備考
利用希望物件	物件番号				
	物件所在地				

注意事項

- 1 浜田市は情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、利用希望者と空き家所有者等間で行う交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。
- 2 利用希望者と空き家所有者間の交渉、契約等に関する一切のトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 3 浜田市個人情報保護条例の規定に基づき、空き家バンクの利用の申込みに係る個人情報は、空き家所有者等及び宅地建物取引業者に提供するほか、この事業の目的以外の目的に利用しません。